

香南市立夜須小学校いじめ防止基本方針

～ いじめをしない・させない・許さない学校づくりのために ～

令和8年1月21日改訂

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた子供たちの教育を受ける権利を奪い、子供たちの心と身体の成長や、一人の人間となる成長過程に大きな影響を与えるものである。

また場合によっては、いじめられた子供の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれもある。

「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもって、一人一人の教職員がその役割と責任を自覚しなければならない。

夜須小学校では、「自ら学び行動し、自分・他者・地域を愛する子供を育てる」を学校教育目標として掲げ、「主体的に学び、行動できる子」「自分・他者・地域と対話ができる子」「多様な見方・考え方、深い学びができる子」の育成を目指して日々の教育活動に取り組んでいる。

めざす児童像の実現に向けて、「あたたかく楽しい学校」・「活力あふれる学校」・「地域に開かれた学校」が夜須小学校のあるべき姿と捉え、勤務する教職員は、理想とする学校像をめざして、子供や保護者を大切にし、自己研鑽と同僚との共通理解を基盤としながら、認め合い、高め合う教職員集団をめざしていかなければならない。

上記のような目標を掲げ取り組む中で、いじめや体罰は児童の教育を受ける権利を著しく侵害する行為であり、夜須小学校が目指す教育活動の根幹を揺るがす行為である。児童が安心して学校で過ごし、一人一人が「夢」や「希望」の実現に向けて自分のもつ能力を伸ばすことのできる環境を整えるために、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、国や県・香南市の基本方針を参考にしながら「香南市立夜須小学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめをしない・させない・許さない学校づくりを総合的かつ効果的に進めるものとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

○人権が尊重され、安心して豊かに生活できる学校づくりを、あらゆる教育活動を通じて行う。

○いじめのない社会を、児童が主体的に形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じたいじめ防止の取組を指導・支援する。

○「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ことを強く意識し、いじめの防止・早期発見・早期解決ができるよう、保護者・地域住民・関係機関等と連携して、様々な場面での見守りを行う。

○いじめを絶対に許さないことや、いじめられている児童やいじめを知らせてくれた児童を守り抜くことを児童に日頃から伝えていくとともに、いじめの把握に努め、その防止や対処に当たっては組織的に取り組む。

○児童に対して定期的なアンケート調査や、個別の面談を実施するなどして、児童一人一人に寄り添った関わりをしていく。

3 いじめの定義〈いじめ防止対策推進法から〉

第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1つ1つの言動が「いじめ」に当たるか否かの判断は、形式的・表面的にすることなく、いじめられた児童の立場に立ち、みんなで考えることが必要である。

この時に、いじめには、様々な形があることを念頭において、いじめか、いじめではないかを判断するに当たり、法第2条にある「心身の苦痛を感じているもの」のとらえを間違えないよう、気を付けなくてはならない。例えば、本人が嫌な思いをしていたとしても、余計にいじめがエスカレートすることを恐れて「大丈夫だ。いじめられていない。」と言う場合もよくあるため、子供の言葉だけでは判断できないことを念頭に置いたうえで、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

定義に示されている「物理的な影響」とは、身体に被害を受ける場合や、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

なお、いじめかどうかは、担任などの限られた教職員だけで判断するのではなく、学校いじめ対策組織で判断するものとする。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで辛い思いをしている児童がいる場合もあるため、学校いじめ対策組織でしっかりと調べて、児童がどんな思いをしているのかに着目し、いじめかどうかを判断する。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいても、当該児童がそのことを知らずにいるような場合がある。いじめられている児童本人は嫌な思いをしていない場合であっても、インターネットに書き込みを行った児童に対する指導等は適切に行わなければならない。

また、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、すべてに対して厳しい指導をしなくてはならないとは限らない。例えば、親切心で行ったことが相手の児童にとっては苦痛を感じることであった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝り、教職員が介入しなくても子供同士で解決し、良好な関係を再び築くことができた場合もある。そのような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、1つ1つのケースに応じた柔軟な対応を行うこともできる。ただし、これらの場合であっても、法が定義している「いじめ」に該当するため、起こった事案を学校いじめ対策組織で情報提供することは必要となる。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、「犯罪行為として取り扱われるべき」と判断され、早い段階で警察に相談すべき重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報しなければならないものもある。これらについては、教育的な配慮を行い、被害を受けた児童がどうしたいのかを聞いたうえで、早期に警察に相談・通報をし、警察と連携した対応をとることが必要である。

4 いじめの現状・課題

本校のいじめの認知件数は、令和5年度89件、令和6年度42件となっている。一見、大きく減少しているようにも見えるが、小さなことでも見逃さずいじめを積極的に認知し、対応しているかが課題である。

具体的ないじめの態様は、低学年については「嫌なことや悪口を言われる、ぶつかられたり、たたかれたりけられたりする」、高学年については「お金や物をとられる、壊される」が多い傾向にある。日常的な児童の言動に注意を払い、いじめを許さない学級風土の確立とともに、家庭や地域での児童の見守り体制の構築が必要である。

また、インターネット上のいじめは、いったん発生すると不特定多数の者に情報が流出してしまうことから、解決が難しくなる問題でもある。スマートフォン等の児童への急速な普及を考えると、今後、さらに深刻な事態も憂慮され、警察との連携も重要となっている。

5 いじめ防止に関する組織（別紙1「夜須小学校のいじめ防止等に関わる流れと組織」参照）

(1) いじめ防止対策委員会

本委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、「未然防止への取組」・「早期発見への取組」・「発生後の対応」について検証と改善の協議を継続的に行い、いじめに関する情報の収集と記録、迅速な事実確認と情報共有、適切かつ的確な事後対応等について組織的に対応する。

また、学校の基本方針の策定や見直し、取組が計画どおり実施されているかの検証、個別事例に対する対応策の検討を行う。

①組織の役割

○いじめの事実確認とその判断を行うとともに、組織的に早期解決を図る。

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・いじめが疑われる事態が生じた際の緊急会議の開催と情報共有
- ・いじめが疑われる事態が生じた際の関係児童や保護者に対する事実確認
- ・いじめが疑われる事態が生じた際の指導や支援方策についての検討
- ・いじめが疑われる事態が生じた際の事後対応の体制づくりや対応方針の決定

○いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正

○香南市教育委員会や高知県教育委員会と連携したいじめの調査検証委員会の設置判断（重大事態が発生した際）

②組織の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭、当該学級担任

※事案に応じて関係の深い教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を含めて協議を行う。

③組織運営上の留意点

協議上必要な場合には、関係機関や専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、福祉事務所、香南警察署、香南市補導センター等）にアドバイザーとして助言をもらったり、関係者への事情聴取を行ったりすることにより、適切かつ的確な判断を行う。

(2) 校内支援委員会

個別支援が必要な児童、いじめを受けたことのある児童等、配慮が必要な児童個々の状況確認や情報の共有化、支援方法の検討等の協議を行う。

①組織の役割

- 配慮が必要な児童の状況確認と情報共有
- 児童個々への支援方法の検討
- ケース会や支援会の開催の検討
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部専門機関との連携

②組織の構成員

校長、教頭、特別支援教育学校コーディネーター、当該学級担任
可能であればスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

③組織運営上の留意点

定期的に開催することにより、日常的な活動として位置付ける。
支援が必要な児童の状況を的確に判断し、段階に応じた支援方策を実施する。

(3) 夢・志部会

児童理解や特別支援教育、いじめに関する校内研修等の企画・検討を行い、いじめ等の未然防止に向けた取組を推進するとともに、いじめに対する教職員の意識向上を図る。

①組織の役割

- 児童理解や自尊感情に関する研修の企画と実施
- i-check の実施と分析
- いじめ未然防止に関する校内研修等の企画と実施
- 魅力ある学校生活アンケート調査（児童用）、チェックシート（教職員用）の作成・検証・修正

②組織の構成員

夢・志部会のメンバー（人権教育主任・生徒指導担当を含む）

③組織運営上の留意点

学校の課題に応じた研修を継続的に実施する。必要性がある場合は小学校教職員のみならず、中学校区教職員を対象とした研修を企画し提案する。

(4) いじめ相談窓口

いじめ等の防止や早期対応を推進するために、学校内外にいじめ相談窓口を設置し、保護者にも周知することによって初期段階でのいじめ相談を受け、学校に対して報告を行うことにより学校の早期対応につなげる。

①組織の役割

- いじめに関する相談の対応と報告
- 児童や保護者に対する精神的なケア

②組織の構成員

- (学校内部) 生徒指導担当、養護教諭
- (学校外部) 各地区民生委員児童委員

③組織運営上の留意点

まず、しっかりと聴き取ることが基本とし、児童や保護者の状況に応じて、個人情報等の取扱いに十分留意し、心のケアも含めた対応を行う。

6 いじめの未然防止に関する取組 (別紙2「夜須小学校いじめ防止等の年間計画」参照)

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、「いじめをさせない」ための未然防止に全教職員が取り組む。

(1)授業の中での取組

- ①関わり合い・学び合いを視点とした授業を実践し、居場所づくりや絆づくりを進める。
- ②児童個々の特性を把握し、児童の状態に応じた指導や支援を行うことにより、意欲的・主体的に児童が活躍できる授業改善を目指す。
- ③教科の視点からだけでなく、生徒指導や特別支援教育の視点からも授業を検討するなど、全教職員が共通認識をしてわかる授業づくりに向けた授業研究を行う。
- ④日々の授業の中で一人一人の意見を尊重し、他者の考え方や感じ方の違いを受け入れながら、ともに高め合う態度を育てる。

(2)学級指導・学級活動での取組

- ①正しい言動を認め、まちがった言動を正す。
- ②いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめられた子供、いじめた子供及び周囲の子供に大きな傷を残すものであり、決して許されないことや、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等について、児童の発達段階に応じて理解させる。
- ③友達の気持ちを考えた言動をとるようにうながす。
 - ・一人ぼっちの友達に気を配る。(仲間はずれをつくらない、誘い合う)
 - ・言葉づかいに気をつける。(ふわふわ言葉を使う、チクチク言葉を使わない)
 - ・乱暴な行為をしない。(叩く、ける等)
- ④伸びや頑張りを認め合う関係づくりや学級づくりを進める。
- ⑤構成的グループエンカウンター等を活用し、人間関係づくりを行う。
- ⑥保護者への連絡を含め、してはいけないことの指導の徹底を図る。
- ⑦ほめる指導や認める言動をうながす取組の充実を図る。

(3)道徳教育での取組

保幼小中連携の視点にたち、子供たちの道徳性の涵養と道徳的実践力を身に付けさせることや、道徳的価値に気付き、自信をもって生きていこうとする態度を養うとともに、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、論議することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、家庭・地域と一体となって取り組む。

そのため、校内研修による道徳教育の実践研究を行い、道徳の時間の充実に努めることと、子供自身の道徳的実践力を育むため、学級会や児童会の活動を活性化することや家庭・地域と連携した取組を行う。

- ①違った考えも認めたり、受け入れたりできる児童の育成を図る。
- ②本音の語り合いができる授業づくりを進める。
- ③学級状況に応じた教材を取り扱い、学級の課題改善につなげる。
- ④「気持ちのよいあいさつ」「縦割りで協力して行う掃除」など道徳的実践の充実に努める。

(4) 集会や委員会活動等での取組

- ①友達の気持ちを考えた言動をとれる児童、思いやりや感謝の気持ちを行動化できる児童をめざした指導を行う。
- ②ほめる指導・注意指導をバランスよく行い、行動化を促進する。
- ③「いじめをさせない」取組として、学級で考え、議論したことを YASU プロで集約し、子供たち自身がいじめを自分事としてとらえて意見を表明できるような活動を推進する。

(5) 朝や休み時間等への対応

- ①児童間のトラブル時には学年に関わりなく聴き取りや指導を行う。
- ②トラブルが起こった際の対応について児童に指導を行う。
 - ・自分たち（まわりの子たち）でまず止める。
 - ・先生に知らせる。
 - ・カッとなった時の対処方法も教える。（座る、その場を離れる 等）
 - ・個別に話を聴き取る。

(6) 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまいたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりうる。

このようなインターネット上のいじめの特質性を踏まえ、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童に対する情報モラル教育の充実に努める。

あわせて、児童のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等の開催などの取組を推進する。

(7) SOS の出し方教育等の実施

いじめの被害にあった時に、誰に助けを求めればよいかを学ぶ「SOS の出し方教育」を実施する。

(8)教職員の意識の向上

- ①いじめに関する研修及び児童理解研修（発達障害や外国にルーツをもつ子供、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する子供、大規模災害等により被災した子供等に関する理解）等を年間の研修計画に位置付け計画的に実施する。
- ②教職員用のチェックリストによる点検を定期的に行い、意識の向上と継続を図る。

7 いじめの早期発見に関する取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

(1) 日常の状況把握

- ①児童の様子を見守り丁寧な観察を行い、小さな変化を見逃さないようにする。心配される児童がいる場合は、職員会の児童コーナーにおいて気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
- ②日常の状況に応じて個別聴き取りを行い、対象児童への指導を行う。
- ③配慮が必要な場合には、家庭との連携をより細やかに行う。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ①魅力ある学校生活アンケートを学期ごとに行い、気になる回答がある児童には個別面談を行う。
- ②個別面談で課題が確認された場合は、校内支援委員会またはいじめ防止対策委員会を開催し対処方法を協議する。
- ③調査結果の概要は学校だよりで保護者にも知らせ、学校の実態を共有する。

(3)いじめ相談窓口の設置

- ①学校内での相談窓口として生徒指導担当及び養護教諭がその任にあたり、いじめ窓口担当者について児童や保護者に周知する。
- ②学校外での相談窓口として民生委員児童委員の方にその役割を担ってもらい、学校に相談しづらい場合の地域の相談窓口として児童や保護者に周知する。
- ③いじめ相談窓口として校内外に担当者を置くが、スクールカウンセラーや担任・管理職など、誰でもが相談窓口としての役割を果たすことは共通認識をして取り組む。

8 いじめが疑われる事態発生後の対応（別紙1「夜須小学校のいじめ防止等に関わる流れと組織」参照）

学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されるようにし、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応を迅速に行う。

いじめを受けた児童を守り通すことを第一義として、児童や保護者の心情を十分に考慮したうえで、児童の立場に立った組織的・継続的な支援・援助を行う。

一方、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、SC等の心理士を活用し、ストレスへの対処や自己肯定感・コミュニケーションスキルを高めるといった、再発防止のための適切かつ組織的・継続的な指導及び支援を行う。

(1) 魅力ある学校生活アンケート調査等の調査による情報の場合

- ①当該児童の個別面談を行い、訴えの詳細を把握する。
- ②関係児童の個別面談を行い、事実関係の確認を行う。
- ③いじめが疑われる事態が確認できた場合は、管理職に報告し、時系列の記録を残すとともに、いじめ防止対策委員会を開催する。
- ④当該児童及び関係児童の保護者に詳細な連絡を行い、状況を共有しながら、事後対応を行う。
- ⑤当該児童や関係児童及び学級児童に精神的な不安定さが見られる場合は、外部の専門家の助言を受け、メンタル面の事後対応について検討を行う。

(2) 学校の教職員に訴えがあった場合

上記(1)の対応と同様の対応を行う。

(3) 学校外からの情報提供があった場合

- ①情報提供者から詳細な情報を聴き取り、事態の概要を把握する。
- ②情報提供者に訴えがあった児童や保護者に対して、聴き取りが可能な状況であるかどうかを確認し、可能であれば直接、不可能であれば情報提供者を介して事実確認の依頼を行う。
- ③訴えのあった児童若しくは保護者の意向に添いながら、事実確認の対応者を決定し、事後対応を行う。
- ④当該児童若しくは保護者との個別面談を対応者が行い、訴えの詳細を把握する。

以下は上記(1)②以降の対応を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していることとする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、市教育委員会またはいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、いじめられた児童やいじめた児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめられた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む組織的な対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員

は、いじめられた児童及びいじめた児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。
さらに、必要に応じていじめられた児童の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

9 P T Aや地域の関係団体等との連携

(1) 夜須小学校P T Aとの連携

- ①定期的に実施する役員会において、いじめ防止等に関する学校の取組や状況について説明し、周知を図る。但し、具体的な事案については個人情報に関わりがあるため、当該児童や保護者が不利益を受けないように状況に応じた配慮のある対応を行う。
- ②P T A総会や学校ホームページ等を活用して、「香南市立夜須小学校いじめ防止基本方針」を周知し、家庭と連携したいじめ防止の取組を進める。
- ③いじめ問題をはじめとする児童を取り巻く諸問題や、子育て等の研修を連携して行い、いじめの未然防止や早期発見の意識を高める。
- ④学校内外の相談窓口や関係機関との連絡調整や紹介を積極的に行い、いじめに関する情報の早期収集に努める。
- ⑤魅力ある学校生活アンケート結果を学校だより等で周知し、学校での児童の実態を共有する。
- ⑥インターネットの危険性や、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児童が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するP T Aや家庭でのルールづくりを推進する。

(2) 夜須町P T A連絡協議会との連携

- ①夜須こども園・小中学校のP T Aと連携して、子育てに対する意識啓発や子供のサインに気づく方法等の啓発や研修を行う。
- ②交通安全のための街頭指導を連携して行うなど、登下校時の児童の見守りを行う。
- ③保護者相互の交流を図り、保護者間の情報共有や事後対応を円滑に進めることのできる環境づくりを行う。

(3) 学校運営協議会との連携

本委員会は、学校のいじめ等の防止に対する計画や取組について助言してもらい、定期的に検証を行う。

- ①いじめ防止基本方針や年間計画など学校の取組についての検証や提言
- ②いじめ発生事案の原因に基づいた取組改善についての提言
- ③協議上必要な場合には、関係機関や専門家（福祉事務所、香南警察署、香南市補導センター、S C、S S W 等）にアドバイザーとして助言をもらったり、関係者への事情聴取を行ったりすることにより、適切かつ的確な対応を行う。

(4) 地域学校協働本部（YASU らぎ子ども支援ネットワーク運営委員会）との連携

- ①地域ボランティアが児童に関わることにより、教員以外の視点で気にかかる児童の様子や学校の取組について意見をもらう。
- ②学校外の児童に対する見守りや声かけ、保護者への支援などを連携して行うことにより、いじめ等の早期発見・早期対応につなげる。

(5) 地域の関係団体との連携

- ①学校外のいじめ相談窓口を依頼し、学校外でも地域で相談できる体制づくりを行う。
- ②関係団体や地域の方々との連携を密にし、学校外での児童の気になる言動等の情報収集を行う。

10 重大事態への対処

児童が生命や身体に大きな被害を受けるような重大事態が生じた際には、当該重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、香南市教育委員会や高知県教育委員会の指導を受けながら、速やかにいじめ調査検証委員会を設け、個別面談や質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

なお、香南市教育委員会あるいは高知県教育委員会が主体となって、重大事態に係る委員会を設置する場合は、学校内の協力体制を速やかに整え、当該委員会の指示に従い、調査や検証を進めることとする。

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに香南市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

(2) 重大事態への直後対応

重大事態が発生した場合には、当該児童や関係児童はもちろんのこと、学級内児童や全校児童にまで、精神的なストレスが及ぶ場合が考えられるので、香南市教育委員会と連携をしながら、専門家の助言を受けた児童への事後対応を行う。

被害が当該児童の生命にまで及ぶ場合など極めて重大な事態は、特に、影響を受ける度合いが高くなるため、直接専門家のカウンセリングにつなぐなど、児童のみならず、保護者や教職員も含めたメンタル面のサポートを行う。

(3) 重大事態の周知

重大事態が生じた場合には、関係者以外の保護者や地域にも不安が広がり、児童にとって好ましくない状況になってしまうことも考えられるので、当該児童や関係児童及びその保護者のプライバシーを第一に考えたうえで、説明会等を実施し、事後対応への協力を依頼する。

(4) 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(5) 調査を行うための組織

重大事態であると判断したときは、速やかに、香南市教育委員会や高知県教育委員会に協力依頼を行い、本校が主体となって調査等にあたる場合は、当該重大事態に係る調査を行うため、いじめ調査検証委員会を設置する。

この組織については、香南市教育委員会や高知県教育委員会の助言をもとに、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を依頼することにより、当該調査の公平性や中立性を確保するように努める。

(6) 事実関係を明確にするための調査

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、家庭での状況や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(7) 重大事態に至った経過と対応についての検証

重大事態と同種の事態の発生を防止するため、調査により経過を詳細に把握し、原因と考えられる状況、当該児童に対する周囲の対応などの検証を行う。また、検証をもとに、対応方法の改善策を検討し、重大事態が再び起こることがない環境を整えるための取組を進める。

(8) 児童や保護者への継続的な対応

重大事態が生じた場合には、児童や保護者の精神的なストレスが長期に及ぶ場合が考えられるため、専門家の助言をもとに、メンタル面のサポートについて継続的な対応を行う。

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

学校におけるいじめ防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかを振り返り、あてはまる数字に○をしてください。

4：よくできている 3：おおむねできている 2：あまりできていない 1：できていない

(1) いじめ防止のための取組

項 目		チェック			
学校づくり	児童が規則正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている。	4	3	2	1
	すべての児童が参加できる授業づくりに努めている。	4	3	2	1
		4	3	2	1
集団づくり	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている。	4	3	2	1
	児童理解や人間関係の把握に努めるとともに、児童一人一人と会話するよう心がけている。	4	3	2	1
		4	3	2	1
生徒指導	生徒指導の視点を大切にされた授業づくりについて、全教職員が共通して取り組めるよう努めている。	4	3	2	1
	児童が「死ぬ」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている。	4	3	2	1
		4	3	2	1
教職員資質向上	教師の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	4	3	2	1
	いじめの認知の視点について、教職員間で定期的に確認している。	4	3	2	1
		4	3	2	1

(2) いじめの早期発見・早期対応等

項 目		チェック			
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、児童の実態把握に努めている。	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている。	4	3	2	1
	児童の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している。	4	3	2	1
		4	3	2	1
いじめ等の対応	被害児童や情報を提供してくれた児童を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている。	4	3	2	1
	いじめた児童への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている。	4	3	2	1
		4	3	2	1

(3) 家庭や地域の関係団体等との連携促進

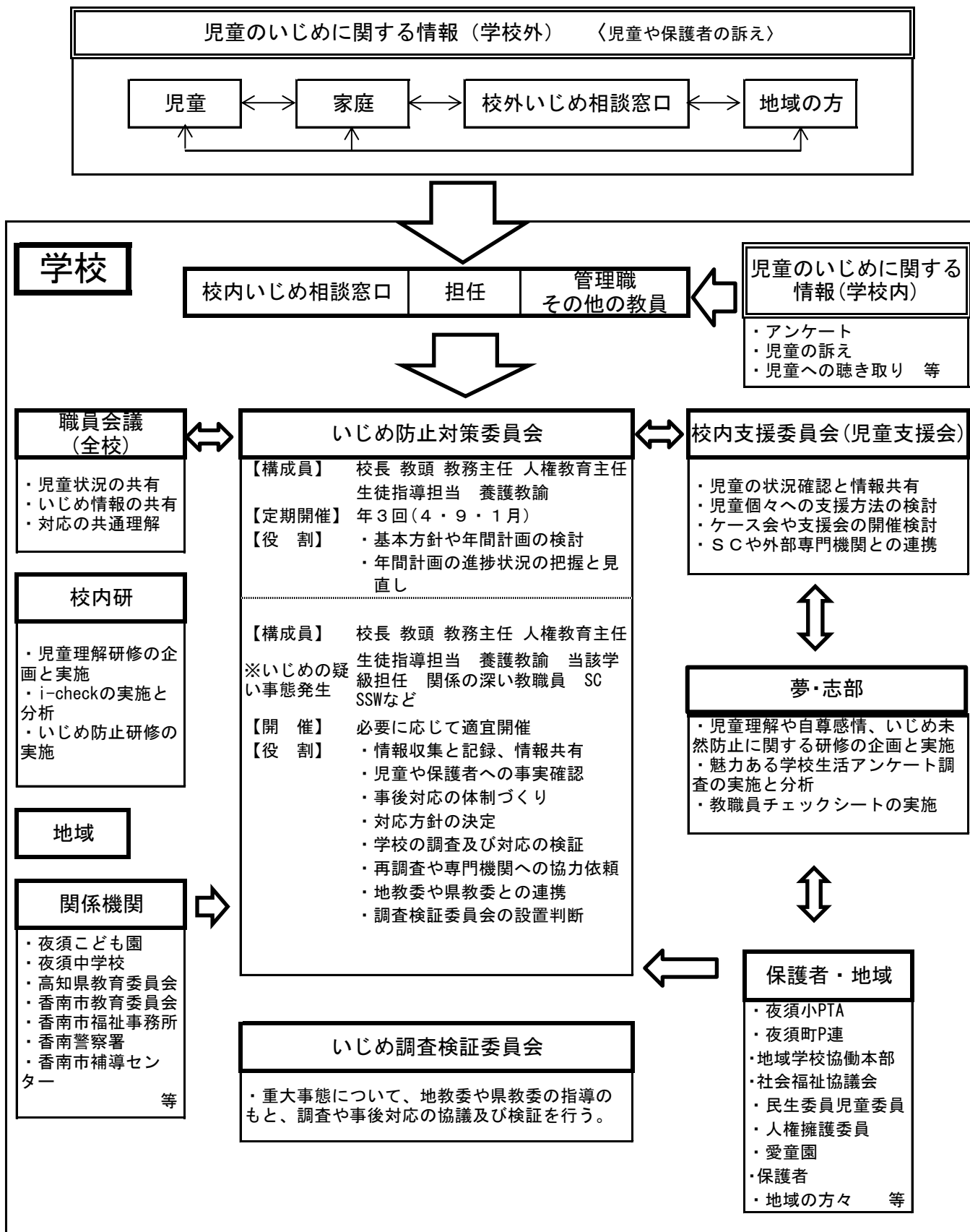
項 目		チェック			
学校は、児童の様子が気になる場合や、いじめが疑われる事態がある場合等に、当該児童や関係児童の保護者に対して詳細な説明を迅速に行い、適切な対応等ができている。		4	3	2	1
学校は、いじめ防止等に関する学校の取組や状況について保護者や地域に知らせることができている。		4	3	2	1
		4	3	2	1

いじめのサイン発見チェックリスト（学級担任等）

（ 月 日～ 月 日） （ ）学年

場面	チェック項目	該当児童名
登 校	1 登校時間が遅れがちである。	
	2 表情が暗く、あいさつの声が小さい。	
	3 服装が汚れたり破れたりしている。	
健 康 観 察	4 欠席が続いている。	
	5 腹痛や頭痛が続いている。	
	6 話しかけても目を合わせようとしない。	
授 業 中	7 おどおどした様子が見られる。	
	8 発表を笑われたり、からかわれたりしている。	
	9 班やグループをつくるときに孤立している。	
	10 提出物や学習用具を忘れて忘れる。	
	11 教科書やノートに落書きが多く見られる。	
休 み 時 間	12 遊んでいるときにも笑顔が少なく、表情が暗い。	
	13 呼び捨てやあだ名で呼ばれることが多い。	
	14 職員室や保健室に出入りすることが多い。	
	15 人目につかない場所に行くことが多い。	
給 食 時 間	16 給食配膳時に避けられる様子が見られる。	
	17 給食の食べ残しが多い。	
	18 周囲の友達と会話が弾まない。	
	19 準備や片付けを押し付けられることが多い。	
下 校	20 下校時刻になっても学校に残ろうとする。	
	21 一人で帰ることが多い。	
そ の 他	22 作品掲示物や机に落書きや破損が見られる。	
	23 上履きなど物がなくなることがある。	
	24 欠席の日にプリント類を届ける友達がいない。	
	25 日記で嫌だったことなどをよく書いてくる。	
	26 成績や学習意欲の急激な低下が見られる。	
これまでの反省と今後の方針		

夜須小学校のいじめの防止等に関わる流れと組織



夜須小学校いじめ防止等の年間計画

別紙2

	職員会議、校内研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	備考(主な学校行事)
4月	職員会議(基本方針の周知)	学校だよりの発行(いじめ防止基本方針の広報等)		入学式・始業式
			民生委員児童委員へのいじめ窓口依頼	
	PTA総会(基本方針の周知)			参観日・PTA総会
	いじめ防止対策委員会			春の遠足
5月		夢・志部	校内支援委員会	
	児童理解に関する研修 夜須小中学校運営協議会			運動会
6月			校内支援委員会	
		人権教育参観日・学級懇談	魅力ある学校生活アンケートの実施および集計 気になる児童の面談	
7月		教職員チェックリストの実施		
	いじめや児童理解に関する研修	学校だよりの発行(学校生活アンケート結果報告)	校内支援委員会 保護者面談	校内水泳大会 終業式
8月		夢・志部	i-checkの集計と分析	
	職員会議(学級実態の検証と対応についての検討)			始業式
9月	いじめ防止対策委員会	始業式での人権教育主任によるいじめに関する講話	校内支援委員会	
10月			校内支援委員会	
	夜須小中学校運営協議会			修学旅行(6年)
11月		教職員チェックリストの実施	校内支援委員会	
	児童理解研修に関する研修		魅力ある学校生活アンケートの実施及び集計 気になる児童の面談	宿泊訓練(5年)
12月			校内支援委員会	持久走大会
		学校だよりの発行(学校生活アンケート結果報告)		学校評価アンケートの実施
			保護者面談	終業式
1月		夢・志部	校内支援委員会	始業式
	いじめ防止対策委員会		i-checkの集計と分析	学校評価アンケートの集計及び分析
2月			校内支援委員会	
	夜須小中学校運営協議会 職員会議(委員会の検証結果の周知及び次年度の取組の検討等)		魅力ある学校生活アンケートの実施及び集計 気になる児童の面談	学校通信の発行(学校評価アンケートの結果報告)
3月		学校だよりの発行(学校生活アンケート結果報告)	校内支援委員会	卒業式
				修了式
年間共通	職員会議(児童状況についての情報共有)	学級だよりの啓発(適時)	気になる児童の面談(随時)	
	いじめ防止対策委員会(いじめが疑われる事態が発生した場合に適宜開催)	自尊感情の向上を図る授業実践	休み時間の見守り・声かけ	
		学校の生活場面での啓発指導	いじめ相談窓口担当者との連携	
			保護者への確認や連絡	